

平成 25 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者前期入試 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

1. 問題冊子は、表紙を含め 4 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の事例を読んで、XとYの罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く)。
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

1 某年 8 月 1 日、岡山県南部にこれまで経験したことのない規模の大雨が降り、岡山県南部 P 地区の住民に避難指示が出された。同地区在住の自営業 X は、これを聞くと、庭で飼っていた猟犬甲と、自宅に保管していた猟銃 1 丁 (=法令で定められた許可を受けて所持していたもの) を自動車に乗せ、避難所に向かった。その後、P 地区の広い範囲に、有史以来初めて洪水が起こり、大量の水と土砂が押し寄せたことで、X の自宅を含む、多くの建造物が破壊された。

2 X は、避難してきた人たちに迷惑をかけないように、避難所に指定された体育館からやや離れた道路上に、ビニールシートを敷き、そこで甲と過ごしていたが、同月 5 日夜、避難所で夕食の配給を受け取って戻ってくると、甲が体長 2m 近い虎に襲われ、組み伏せられていた。

甲は体長 1m ほどの雑種犬で、X が訓練したとはいえ、体長が倍もある虎には歯が立たない。虎は、首輪をしていて、人に飼われているものであることは X にもわかったが、それが甲のところに現れた原因はわからなかった。X からみても、虎が甲 (=時価数万円) よりはるかに高価なものがあることは明らかであったが、X にとって、甲は手塩にかけて育てた愛犬であり、避難の際も真っ先に自動車に乗せるなど大事にしていた。

X は、手ごろな石や棒がなかったことから、避難して以降 (放置するのが危険であると考えて) 肌身離さず所持していた猟銃を構えた。このとき、虎が X 自身に襲い掛かってくる様子はなかったことから、自分の身を守るだけであれば、すぐ近くに停めてあった自分の自動車に乗りこむだけで充分だったが、虎の足許にいた甲は、すでに首根っこを押さえられており、虎を確実かつ即座に排除しなければ助けられない状況であった。そこで、X は、虎に向けて発砲した。その弾丸は狙い通り虎にあたって、虎は死亡した。

3 その後、発砲音を聞きつけた避難民が集まってきて、人垣ができたが、人垣の向こうから、A が走ってきて、X が虎を射殺したことを非難し始めた。A は虎の所有者で、今回の洪水が発生するまで、虎 (=時価数百万円以上) を自宅で飼っていたが、A の自宅は、A が避難したあと洪水で流されたため、虎の檻もそのときに破壊され、虎が逃げ出したことがわかった。

もともと A が虎を飼育していたことは、適法であり、虎を入れていた檻も不測の事態に備えて極めて強固に作られていた。したがって、檻が破壊されたのは、未曾有の洪水で流されてきた家の建材等に挟まれ、それまで誰にも予想できなかったほど強い外力が働いたためと考えられた。このように、虎を飼っていたことや、虎が逃走したことについて、A に落ち度がないことは明らかであったが、A が X に対し、「そんな小汚い犬っころのために、うちの大事な乙 (=虎の名前) を殺したのか」と詰め寄ったことから、その場で、X と A は、口論となった。

4 この口論は、周囲にいた避難民に制止され、XとAは引き離されたが、Xは1人になると、Aに非難されたことの仕返しをしたいと考えるようになった。そこで、同じく避難していた友人Yに対し、Aの名誉を毀損する目的で、「俺を殴ってくれ。けがをして避難所のみんな(=300人程度)に、Aのしわざだといふらしてやる」と依頼した。これを聞いたYは、Xの依頼に応じ、Xのほおを、Xがいいというまで、平手で殴った。しばらくすると、Xの左ほおが赤くはれ上がってきたことから、XはYに礼をいい、避難所に開設されていた診療所に向かうと、医師の治療を受けた。Xのほおは、小さな内出血を起こしていたが、軽傷で、全治10日と診断された。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】（解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。）

被告人Xは、被害者Vを強姦した上、殺害したとの公訴事実で起訴された。Xはこの起訴事実に対し、Vと合意の上のことであったと、和姦の事実を主張した。しかし、Vの内縁の夫であるAは、公判廷において、「Vは、つねづね私に対し、『Xは嫌いだ。いつも、いやらしいことばかりするんだ。』とっておりました。」と証言した。また、別の証人Bは、「犯行の翌日、Xの顔色が良くないので、『どうしたんだ。顔色が良くないぞ。』と尋ねたところ、Xが『実は、昨日、Vを強姦した後、首を絞めて殺してしまった。』と言ったので、驚きました。」と証言した。

(1) Aの証言を下記の①及び②の場合に用いる場合、それぞれ証拠能力があるか検討しなさい。

①VがXに対し、嫌悪感を抱いていたことを立証するのに用いる場合。

②Xが「Vを強姦してやろう」という野心を持っていたことを立証するのに用いる場合。

(2) Bの証言を「本件犯行状況」という立証趣旨の下で証拠調べ請求する場合、Bの証言に証拠能力があるか検討しなさい。

《問題2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

違法性の実質をめぐる基本的な事項（対物防衛、同意傷害）を問うことにより、刑法理論に関する正確な理解をみるとともに、事例処理能力を試すものである。

問題 2

証拠法の中核である伝聞法則の理解を確認するため、著名判例を素材として出題した。特に、伝聞と非伝聞の区別、立証趣旨との関係を正しく捉えているかどうかを確認する趣旨で出題した。